

議案第 1 1 5 号

大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。